2月の各種相談

※相談時間は正午～午後1時を除きます。
※「分室」は市役所本庁舎北側の建物です。

行政相談　人権市民相談課☎21-1414FAX23-2236

- 2月13日(金)午前9時～正午
- 分室1階打合せ室　●国、県、市の仕事

法律相談(弁護士)　人権市民相談課☎21-1414FAX23-2236

- 2月5・12・26日(木)午後1時～4時20分
- 分室1階打合せ室　●要予約で先着8人
- 法律全般

※調停・訴訟等係争中の事案についての相談はお受けできません。

行政書士相談　人権市民相談課☎21-1414FAX23-2236

- 2月19日(木)午後1時10分～4時40分
- 分室1階打合せ室　●要予約で先着6人
- 相続、遺言、農地法、建設業許可関係

不動産相談　人権市民相談課☎21-1414FAX23-2236

- 2月5日(木)午前10時～正午(宅地建物取引士)
- 分室1階打合せ室　●要予約で先着4人
- 不動産の購入、賃貸、明渡しなど(宅地建物取引士)

消費生活相談　人権市民相談課☎21-1414FAX23-2236

- 平日(年末年始を除く)午前10時～午後3時30分
- 市役所本庁舎2階市消費生活センター
- 消費者契約上の問題や商品に対する苦情など

女性相談　人権市民相談課☎21-1416FAX23-2236

- 2月4日(水)午前10時～午後3時
- 2月17日(火)午後1時～5時
- 2月27日(金)午前10時～午後3時
- 総合会館3階306会議室
- 女性の悩み、子育て、夫婦や異性のこと、自分のこと、夫や恋人からの暴力など(要予約で先着4人)

人権相談　人権市民相談課☎21-1416FAX23-2236

- 2月19日(木)午前10時～午後3時(要予約で先着4人)
- 総合会館3階301会議室
- 2月4・18・25日(水)午前9時～午後4時
- さいたま地方法務局東松山支局☎22-0379
- 身の回りのさまざまな人権問題

税務相談　課税課☎21-1438FAX23-2238

- 2～4月の税務相談はお休みです

こころの健康相談　健康推進課☎24-3921FAX22-7435

- 2月4日(水)午前9時30分～11時20分(要予約で先着3人)
- 保健センター
- 心理士による相談

内職相談　商工観光課☎21-1427FAX23-7700

- 2月3・10・17・24日(火)午前10時～午後4時
- 分室1階打合せ室
- 内職の求人や求職、在宅ワークに関する相談

創業相談　商工観光課☎21-1427FAX23-7700

- 2月3・10・17・24日(火)午後1時～5時(予約制)
- 創業支援センター会議室2
- 創業や創業して間もない経営全般

住宅相談(建築士)　住宅建築課☎21-1424FAX24-8857

- 2月4日(水)午前10時～正午(前日正午までに要予約)
- 分室2階会議室
- 建築士会、建築士事務所協会による住宅の建築、耐震等の相談

文芸

俳句

選者　仁村玲流

熊出たと秋の列島かけめぐる　正代
カマキリの愛嬌首を傾ぐ顔　石川清
一面に広がる芒そよぐ波　下青鳥
ハイカーは異国の人や文化の日　椎名和夫
我の推す大一番や冬の暮　加美町　手塚久徳
秋晴や飛行機雲は伸び行きて　御茶山町　及川茂
　幸町　堀口明子
　松山町　佐々木清美

一句目、原句の上五は「熊の害」だが「熊」は冬の季語なので少し弱めて主眼を中七に。折角の句も季節外れだと選に漏れてしまいます。俳句は韻文なので説明(散文)せず、今この瞬間の発見を捉えて詠む。感性が試されますが臆せず自分を信じて楽しんで下さい。

短歌

選者　会川淳子

故郷の駅に兜太の句碑を観て
瞼に浮かべる若き日の影　御茶山町　古澤碩太郎

あさがおのグリーンカーテンあとじまい
耳をすませばクリスマスソング　下野本　鈴木秋子

秋父嶺がくっきり見えて街路樹の
山法師の葉は紅く染まりぬ　柏崎　西山幸子

一首目は、故郷の駅で金子兜太の句碑を目にした時の追慕の情が詠われ心に沁みます。つる性の植物を窓や壁に這わせる緑のカーテン。二首目は、季節の推移を視覚と聴覚で捉え鮮やかに描いています。三首目は、澄んだ空気感と季節の深まりが巧みに詠われています。

川柳

選者　小松一也

道草が人間力を捕まえる　御茶山町　出石のり
混線の思考回路に悩まされ　美土里町　荻野孝子
大声の会話へ弾む老夫婦　和泉町　大橋与志江
アンカーへ繋ぐタスキが走らせる　若松町　栗原洋子
なぞなぞを解いて右脳に活を入れ　松風台　北村隆夫
挨拶は常に笑顔を忘れない　砂田町　辻野光江

選者吟「暖冬の折り鶴占い辞退され」

俳句・短歌・川柳の投稿先　俳句、短歌、川柳、作品中の読みの難しい語には、ふりがなを付け、住所、氏名(ふりがな)を記入し、〒355-8601松葉町1-1-58市広報広聴課へ郵送か持参。はがき等1枚に、複数の句や歌を投稿することが可能です。※投稿は市内在住者に限ります。

上下水道事業からのお知らせ

●下水道事業

令和6年度　東松山市下水道事業決算の概要

業務量

水洗化人口	47,989人(令和7年3月31日現在)
水洗化戸数	24,068戸(令和7年3月31日現在)
年間総処理水量	9,684,593㎥
1日平均処理水量	26,533㎥

収益的収入及び支出(下水道を処理するための営業部門)(税抜)

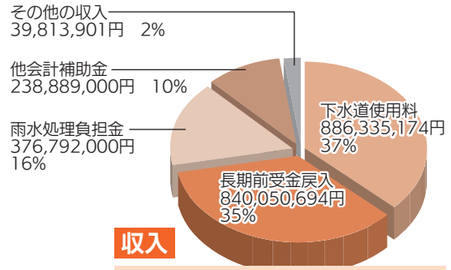

収入総額　23億8,188万769円

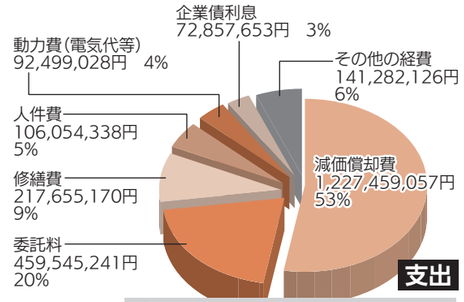

支出総額　23億1,735万2,613円

※令和6年度は、収支差引6,452万8,156円の純利益となりました。

資本的収入及び支出(施設をつくるための建設部門)(税込)

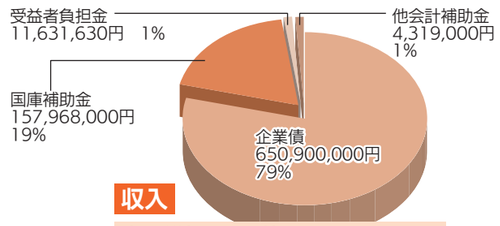

収入総額　8億2,481万8,630円

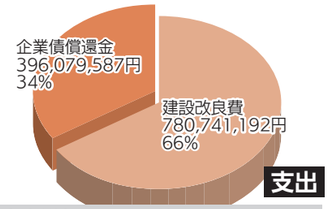

支出総額　11億7,682万779円

※収支差引3億5,200万2,149円の不足額は、内部留保資金・減債積立金等で補てんしました。下水道管の整備や老朽化した設備の更新には多額の費用が必要です。限られた予算の中で、引き続き施設等の適正管理を行います。

下水道が整備されたら下水道への接続をお願いします

浄化槽の維持管理・メンテナンスが不要になります

浄化槽の維持管理には点検やくみ取り、浄化槽に空気を送り込むポンプの電気代などの費用がかかります。さらに浄化槽にも耐用年数があります。

下水道への接続工事に一時的な負担はかかりますが、長い目でみれば下水道に接続するメリットは大きいものがあります。

街の生活環境が改善されます

浄化槽や、浄化槽処理水の放流先からの悪臭漏れや害虫の発生がなくなり、街の生活環境が向上します。

川や海の水質を保全します

公共下水道により、市が将来にわたって処理場を維持管理することや、24時間体制で放流水の水質管理を行うことで、きれいな川や海を未来に残すことができます。

土地が私道のみに接している場合

下水道を利用するためには、私道内に、私道の土地所有者と下水道を利用したい人の間で協力して、私設管を設置する必要があります。私設管の設置には市からの補助金がありますので、条件等は市HPをご確認ください。

市HP(補助金)

下水道整備済区域

市内で下水道が整備済みの区域の場所や、整備済みの区域での注意事項は、市HPをご確認ください。

市HP(整備済区域)